**○外務省令第十一号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）を実施するため、独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

外務大臣　前原　誠司

独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際交流基金に関する省令（平成十五年外務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条本文中「独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）」を「基金」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第一条**　独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他外務大臣が定める財産とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

**第十二条の二**　外務大臣は、基金が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第十二条の三**　外務大臣は、基金が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改め、第十三条中「主務省令で定める重要な財産であって主務省令で定めるもの」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

**○外務省・財務省令第一号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）を実施するため、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

外務大臣　前原　誠司

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条本文中「独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第一条**　独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他主務大臣が定める財産とする。

第三条中第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　中期目標を超える債務負担

第十三条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

**第十三条の二**　主務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第十三条の三**　主務大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改め、第十四条中「主務省令で定める重要な財産」を「不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるもの」に改める。

第十五条の見出しを「通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

**○財務省令第五十五号**

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令（平成十三年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

**第八条の二**　財務大臣は、研究所が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第八条の三**　財務大臣は、研究所が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第十六条**　研究所に係る通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定による処分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

**附　則**

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。